

上板町いじめ防止基本方針



徳島県上板町

新規制定／改訂履歴

| 施行年月日 決済年月日 | 版番号 | 改訂理由・内容 |
|-------------------------------------|---------|--|
| 平成 26 年 7 月 — | 第 1.0 版 | ・初版発行 |
| 平成 30 年 4 月 1 日 平成 30 年 2 月 21 日 | 第 2.0 版 | ・「いじめの防止等のための基本的な方針」改定に 伴う一部改定(平成 29 年 3 月 16 日付け 28 文科 初第 1648 号) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注意)

- (1) 一部改訂したときは、該当する箇所を加除方式により差し替え、最新化すること。
- (2) 全部改訂したときは、改訂前を速やかに回収し、改訂後に差し替えること。
- (3) 改訂の都度、該当する部分の改訂履歴を上記に記載すること。

目次

| | |
|-----------------------------------|--------|
| はじめに..... | - 1 - |
| 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 | - 2 - |
| 1 いじめの定義..... | - 2 - |
| 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | - 2 - |
| 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方 | - 3 - |
| (1) いじめの防止 | - 3 - |
| (2) いじめの早期発見..... | - 3 - |
| (3) いじめへの対処..... | - 3 - |
| (4) 地域や家庭との連携..... | - 4 - |
| (5) 関係機関との連携..... | - 4 - |
| 第2章 いじめの防止等のために上板町が実施する施策 | - 5 - |
| 1 「上板町いじめ防止基本方針」の策定 | - 5 - |
| 2 上板町子ども若者相談支援センター『あい』の位置づけ | - 5 - |
| 3 いじめの防止に向けた取組 | - 5 - |
| 4 いじめの早期発見に向けた取組..... | - 6 - |
| 5 いじめの解消に向けた取組 | - 6 - |
| 6 地域や家庭、関係機関と連携した取組 | - 6 - |
| 7 学校評価の留意点、教員評価の留意点 | - 7 - |
| 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 | - 8 - |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定 | - 8 - |
| 2 学校いじめ対策組織 | - 8 - |
| 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置..... | - 9 - |
| (1) いじめの防止 | - 9 - |
| (2) 学校におけるいじめの早期発見..... | - 10 - |
| (3) 学校におけるいじめに対する措置..... | - 11 - |
| 4 地域や家庭との連携 | - 12 - |

| | |
|------------------------|--------|
| 第4章 重大事態への対処..... | - 13 - |
| 1 学校の設置者又は学校による調査..... | - 13 - |
| (1) 町内小中学校 | - 13 - |
| (2) 調査結果の提供及び報告 | - 13 - |
| (3) その他..... | - 13 - |
| 2 町長による再調査..... | - 14 - |
| 3 再調査に基づく措置等..... | - 14 - |
| 4 その他留意事項..... | - 14 - |
| 参考資料..... | a |

はじめに

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、学校でいじめを受けている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行っている子どもにはその行為を許さず、毅然とした態度で指導して行く必要があります。

上板町では、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等の対策として平成26年7月に「上板町いじめ防止基本方針」を、総合的かつ効果的に推進するために定めました。

この「上板町いじめ防止基本方針」では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めて行くことを目指し、全ての子どもの健全育成および、いじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

この度、平成29年3月に国は「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下、国の方針)の改定を行いました。それに基づき、「上板町いじめ防止基本方針」を改定し、より実効性の高いものとなるよう見直しを行ったものです。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

※2 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。¹

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。²

¹ 用語の解釈および留意点については「国の基本方針」5 いじめの定義を参照。

² 法第3条。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、相談担当窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを

知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

また、家庭や上板町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。このため、職員は普段より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することとします。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や上板町教育委員会においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、普段から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要です。

第2章 いじめの防止等のために上板町が実施する施策

1 「上板町いじめ防止基本方針」の策定

本町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、実情に応じた「上板町いじめ防止基本方針(以下「上板町基本方針」という。)」を定めます。

2 上板町子ども若者相談支援センター『あい』の位置付け

法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を置くこととされています。

上板町は、「上板町子ども若者相談支援センター『あい』」(以下「『あい』という。)を、いじめ問題対策連絡協議会と位置付け、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的としています。

3 いじめの防止に向けた取組

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図ります。
- ② いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図ります。
- ③ 「命」を尊重する心を育み、自他の命の大切さ、自己の生き方について考えを深めることを目的とした「命と心のサポート事業」の充実を図ります。
- ④ 携帯電話やスマートフォンの正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる「携帯電話安全教室」の実施を促進し、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るとともに、ネットパトロール等との連携によりインターネットを通じて行われるいじめの早期発見、早期対応に取り組みます。併せて、保護者に対しても、インターネット上の書き込みやSNSのトーク等がいじめの温床となる危険性があることやフィルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組みます。
- ⑤ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等についての広報や啓発に取り組みます。
- ⑥ 徳島県内の取組事例を学び、学校や地域において主体的にいじめ防止に取り組む児童生

徒を育成します。

4 いじめの早期発見に向けた取組

- ① 高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を、学校へ配置・派遣を行い、相談体制の充実を図ります。
- ② 学校が組織として対応するため、児童生徒の支援状況等を一元的に把握し、学校内および関係機関等との連絡調整、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員OB等を学校いじめ対策組織の構成員とともに、そのことを児童生徒および保護者に積極的に周知する取組を進めます。
- ③ 地域におけるいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動の充実を図るなど、学校と家庭の連携に、地域社会との協働という観点を加えた、児童生徒のいじめ等問題行動の防止や早期発見に取り組みます。

5 いじめの解消に向けた取組

- ① 児童生徒による、いじめ等の問題行動で課題がある学校に対し、問題に応じて児童相談所、所轄警察署、板野西部青少年補導センター等の各関係機関が連携して、必要な指導、助言等を行うことにより学校を支援し、問題の解決に取り組みます。
- ② 児童生徒による、いじめ等の問題行動で課題がある学校に対し、各関係機関が連携して、児童生徒の実態把握や適切な指導方法および対応方法等について指導、助言を行うことにより、問題の解決に取り組みます。

6 地域や家庭、関係機関と連携した取組

- ① 例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用したりするなど、いじめ問題について学校と地域、家庭と連携した対策を推進します。
- ② 日頃から学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を推進します。
- ③ 児童生徒をめぐる様々な人権問題について相談活動に当たっている法務局との連携を強化し、いじめ問題の早期発見、早期解決を図ります。
- ④ 警察と情報共有体制を構築し、緊密な連携の下、児童生徒のいじめ等問題行動への対応を図ります。

7 学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ① 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知します。加えて、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえてその改善に取り組まなければなりません。上板町教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な助言を行うものとします。
- ② 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要です。その際、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行うものとします。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 各学校においては、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「学校いじめ防止基本方針」として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組みます。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込んだり、学校がいじめを隠したと誤解されたりすることのないよう、いじめに対しては、個々の教職員ではなく、組織として一貫した対応を行うものとします。
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」に、いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげます。また、いじめを行った児童生徒への具体的な指導方法を定め、再発防止を図ります。
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒等や保護者や地域住民に対し、内容の周知を図ります。

2 学校いじめ対策組織

- ① 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。そのため、学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順および情報共有すべき内容を定めます。
- ② 学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員(管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等)から構成します。また、可能ならスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加え、実効性のある人選とします。併せて、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、児童生徒と関係の深い教職員を加えます。
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表などの参加を図ります。

- ④ いじめの未然防止・早期発見の実効化のために、学校いじめ対策組織に児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等を加えるとともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性（お互いに支え合い、高め合って行く協働的な関係）を向上させます。
- ⑤ 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようとするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とします。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。また、児童生徒が円滑に他の児童生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められないと感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努めます。また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値ある存在であると認め、自他ともに受け入れができる自己肯定感が高められるように努めます。
- ③ 児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ④ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てます。
- ⑤ 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすくなります。児童生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う

人間関係を築くことができる力を育てます。

- ⑥ 児童生徒に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実し、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、携帯電話安全教室等を行い、情報モラルの向上に関する指導の充実を図ります。
- ⑦ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる取組を行います。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、処罰を受ける可能性があることを理解させます。
- ⑧ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図ります。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成させます。
- ⑨ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払うとともに、子どもたち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努めます。
- ⑩ 特に配慮が必要な児童生徒³については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ⑪ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応します。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童生徒の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応します。
- ⑫ いじめや不登校等の問題行動への未然防止のために、中学校・高等学校に進学する児童生徒に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等、各学校間の円滑な接続を図ります。

(2) 学校におけるいじめの早期発見

- ① 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化

³文部科学省『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』3ページ

や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

- ② 定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応します。
- ③ 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知します。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとります。

(3) 学校におけるいじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みます、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有します。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無への事実確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡します。
- ② いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保します。
- ③ いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童生徒の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行います。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力します。
- ④ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとります。また、必要に応じて法務局の協力を求めます。
- ⑥ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に

十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考慮します。

⑦ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑧ いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守ります。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3か月間を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期な期間を設定することができます。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒本人およびその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認します。

4 地域や家庭との連携

例えば学校とPTA、地域の子どもの健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

第4章 重大事態への対処

重大事態⁴とは、いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると、認めるとときをいいます。

1 学校の設置者または学校による調査

(1) 町内小中学校

- ア 重大事態が発生した場合には、学校は上板町教育委員会を通じて町長に報告します。
- イ 上板町教育委員会は、重大事態であると認めるときは、教育委員会または学校に設置した調査組織で重大事態に対処し、および当該重大事態と同種事態の発生防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

(2) 調査結果の提供および報告

- ア 上板町または学校は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。
- イ 調査結果については、上板町教育委員会や『あい』から町長および徳島県教育委員会に報告します。

(3) その他

上板町は、重大事態への対処に関する事務の適正な処理を図るために、徳島県教育委員会から指導や助言、援助を受けるものとします。

⁴ 法第28条第1項

2 町長による再調査

-
- ① 町長は、上板町教育委員会または学校から報告を受けた重大事態への対処、または当該重大事態と同種事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下、「再調査」という。)を行うことができます。
 - ② 再調査を行った場合は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明します。
 - ③ 町長は、上板町教育委員会または学校から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、その結果を踏まえ、上板町教育委員会または学校に対し、必要な措置について意見を述べることができます。

3 再調査に基づく措置等

町長および上板町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとします。

4 その他留意事項

上板町は、本方針の策定から3年の経過を目途として、本町の状況や法の施行状況、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の変更等を勘案して、本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

参考資料

- ・重大事態への対応マニュアル(上板町教育委員会)
- ・重大事態発生時の対応フロー図

様式 1

様式 2

様式 3

様式 4

重大事態への対応マニュアル(上板町教育委員会)

- I 重大事態の発生（疑いを含む）
- II 上板町教育委員会に報告が入る（学校または学校設置者のどちらが主体になるかを判断）
徳島県教育委員会に報告する
マスコミへの対応
窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：上板町教育委員会事務局長）
- III 重大事態の調査組織を設置する（上板町教育委員会が調査の主体になった場合）
 - ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
 - ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
 - ・いじめ問題専門委員会を設置する。
- IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う
 - ・調査前に被害児童生徒、保護者に次の①から⑥の説明をする。
 - ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
 - ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
 - ①調査の目的・目標
 - ②調査主体
 - ③調査時期・期間
 - ④調査項目
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の提供
- V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する
 - ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
 - ・町教育委員会で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」、（以下、詳細調査の実施）を参照）

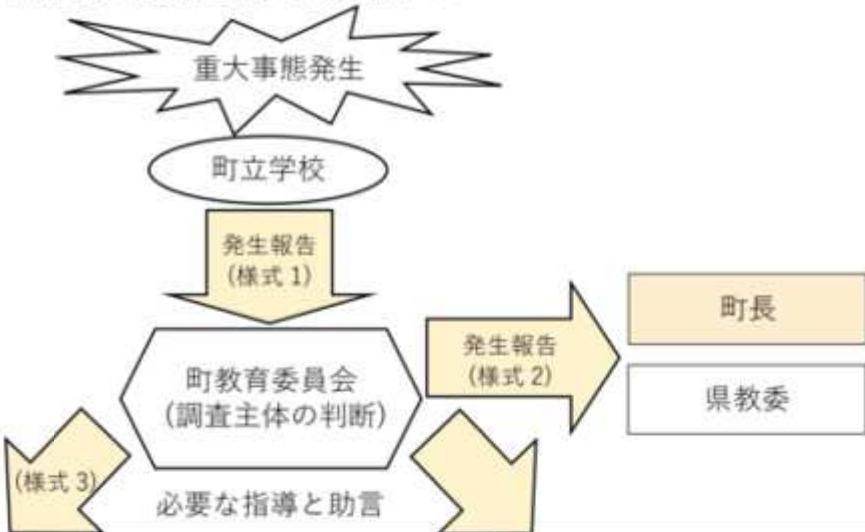
- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施（詳細調査の実施 P17）
- ③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施 P18）
→ 時系列にまとめて分析する。
- ④情報の整理（詳細調査の実施 P19）

VI 調査結果を徳島県教育委員会に報告する

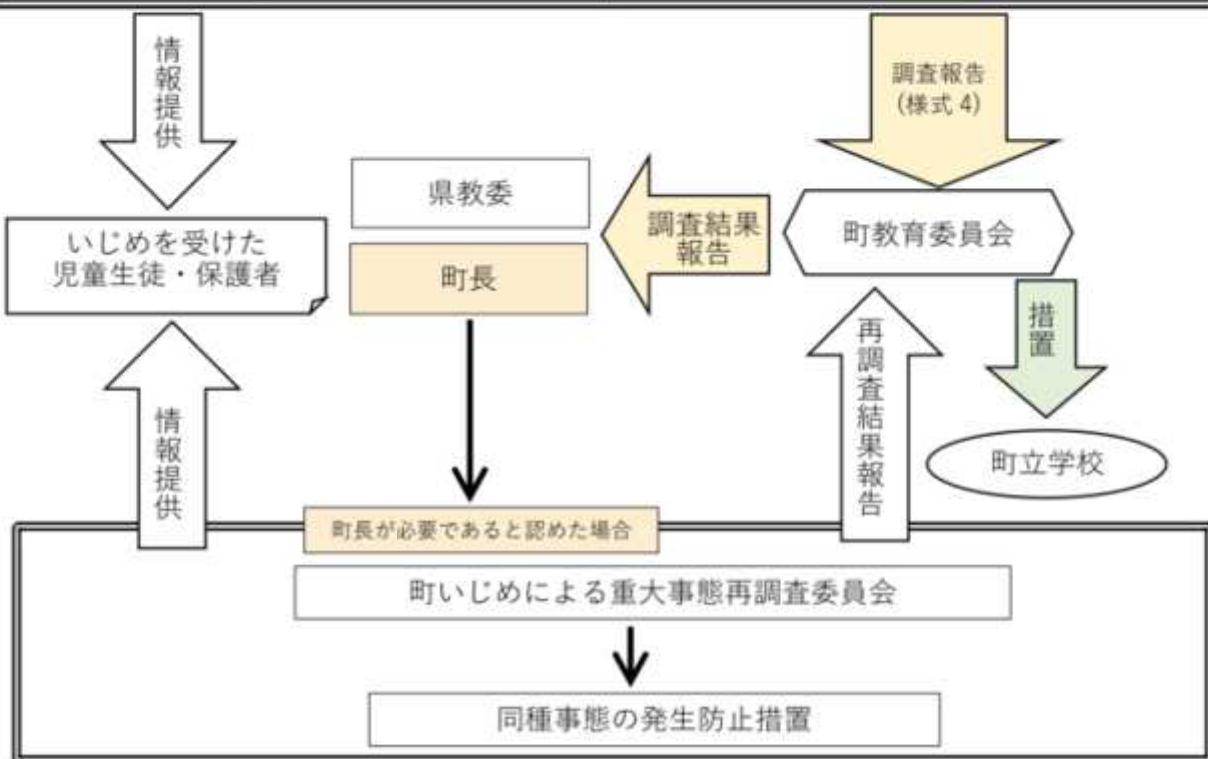
VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的なケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動の助言・指導を行う。
- ・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施 P20）
- ・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施 P20）

重大事態発生時の対応フロー



| (学校が調査主体) | (町教育委員会が調査主体) |
|---|---|
| <u>学校いじめ問題対策委員会</u> 管理職・生徒指導主任・学年主任 人権教育主事主任／担任・養護・SC等 | <u>いじめ問題専門委員会</u> 弁護士, 臨床心理士, 学識経験者, 心理・福祉専門家, ソーシャルワーカー, 人権推進課, 教育相談員, スクールカウンセラー等 |
| <u>いじめ対策サポートチーム</u> 学校評議員, PTA 代表, 総合教育センター心理相談員, 子ども若者相談支援センター等 | |
| 公平性・中立性の確保, プライバシーへの配慮 | |



様式 1

第
号
平成 年 月 日

上板町教育長 様

上板町立〇〇小学校
校 長 〇〇 〇〇

学校いじめに関する重大事態について（報告）

次のとおり、いじめに関する重大事態が発生しましたので報告します。

記

1 対象生徒（氏名、性別、学年、保護者氏名、住所、連絡先）

※いじめを受けたとされる生徒と、いじめをしたとされる生徒の別に記載する。

2 重大事態の判断の根拠

3 いじめの状況（事実のみ）

※経緯や被害状況の事実を記載する。

- 要点をまとめ、簡潔に記載してください。
- 公文書公開請求の対象文書となるため、事実のみを記入してください。

様式 2

上教第 号
平成 年 月 日

上板町長 様

上板町教育委員会
教育長 ○○ ○○

学校いじめに関する重大事態について（報告）

次のように、いじめに関する重大事態が発生しましたので報告します。

記

1 対象生徒（氏名、性別、学校名、学年）

- ・被害生徒 ○○○○、○性、○○学校、○年
- ・加害生徒 ○○○○、○性、○○学校、○年

2 重大事態宣言の根拠

3 いじめの状況

<原 因>

<経 緯>

<被害状況>

4 学校の対応

5 保護者の意見

<被害者>

<加害者>

2018-2-2.0

平成 第年 月 日

上板町立○○学校長 様

上板町教育委員会
教育長 ○○ ○○

いじめに関わる重大事態への対応について（依頼）

第 号で報告がありました、いじめに関わる重大事態について、学校が主体となり対処を願います。なお、いじめの重大事態の対処に当たっては、次の手順にて実施願います。

記

1 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・「いじめ対策サポートチーム」より、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

2 重大事態の調査組織の指導・助言を踏まえて、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の検証や再分析など行うとともに、必要に応じて新たな調査を実施する。

3 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように注意する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

4 調査結果を上板町教育委員会に報告

- ・報告は別紙（様式 4）を参考に作成する。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・被害者を守り継続的なケアを実施するとともに、加害者には人格の成長を旨として教育的配慮の下毅然とした態度で指導する。

様式4

いじめの重大事態に関する 報告書

平成 年 月 日 ()

上板町立○○小学校

目次

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | はじめに..... | 1 |
| 2 | 事案の概要..... | 1 |
| 3 | 事案の経緯..... | 1 |
| | (1) | 1 |
| | (2) | 1 |
| | (3) | 1 |
| 4 | いじめの具体的な内容..... | 2 |
| 5 | 被害者の保護者からの訴え..... | 2 |
| | (1) いじめ訴えの内容..... | 2 |
| | (2) 被害生徒の状況..... | 2 |
| | (3) 加害生徒の状況と要求..... | 2 |
| | (4) 学校への要望..... | 2 |
| 6 | 初期調査の方法と結果..... | 3 |
| | (1) 調査1..... | 3 |
| | (2) 調査2..... | 3 |
| 7 | いじめの重大事態について..... | 4 |
| | (1) いじめの重大事態と判断した理由 | 4 |
| | (2) いじめ検討会議の外部委員..... | 4 |
| | (3) いじめ検討会議の経過..... | 4 |
| | ① 第1回いじめ検討会議..... | 4 |
| | ② 第2回いじめ検討会議..... | 5 |
| | (4) いじめ検討会議における外部委員の意見のまとめ..... | 5 |
| | (5) 保護者への報告と保護者の意見..... | 6 |
| | ① 第1回いじめ検討会議の経過報告（平成〇年〇月〇日） | 6 |

| | |
|----------------------------|---|
| ②第2回いじめ検討会議の経過報告（平成〇年〇月〇日） | 6 |
| 8 重大事態の調査結果について | 7 |
| (1) 学校の所見 | 7 |
| (2) 今後の対応方針 | 7 |
| 9 今後のいじめ防止に向けた取組について | 7 |

1 はじめに

本報告書は、平成〇年〇月〇日、現在〇年生に在籍する生徒A（男子・女子）から（保護者から）、・・・（訴えの内容…「生命、心身又は財産に重大な被害」（自殺企図、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症）、又はいじめにより「相当の期間」の欠席がある）との訴えを受けた本校の対応及び調査結果を報告するものである。

具体的には、重大事態に至るまでの経緯を〈2事案の概要〉、〈3事案の経緯〉、〈4いじめの具体的な内容〉、〈5被害者の保護者からの訴え〉、〈6初期調査の方法と結果〉とし、重大事態を宣言した後の経緯を〈7いじめ重大事態について〉、〈8重大事態の調査結果について〉、〈9今後のいじめ防止に向けた取組について〉としている。また、いじめに関する重大事態宣言後は、外部の専門家を招聘し〇回の「いじめ検討会議」を開催した。その中の委員の意見を参考とし、当報告書をまとめた。

2 事案の概要

- ・大まかな内容について、20行程度で文書記載する。
- ・重大事態宣言をした日付や、「いじめ検討会議」の開催回数や日程等も記載する。

3 事案の経緯

(1)

(2)

項目立てをして、原則時系列で記載する。

(3)

4 いじめの具体的な内容

5 被害者の保護者からの訴え

(1) いじめ訴えの内容

(2) 被害生徒の状況

(3) 加害生徒の状況と要求

(4) 学校への要望

6 初期調査の方法と結果

学校が行った初期調査の方法と結果について項目立てをし、原則時系列で記載する。

(1) 調査 1

- 実施日時：
- 対象：
- 内容：
- 方法：
- 回収方法：
- 調査結果：

(2) 調査 2

- 実施日時：
- 対象：
- 内容：
- 方法：
- 回収方法：
- 調査結果：

7 いじめの重大事態について

(1) いじめの重大事態と判断した理由

平成〇年〇月〇日（〇）に、被害生徒の保護者から、・・・（内容）・・・いじめが原因であるとの話があったことで事案が発覚した。学校は、直ちに被害生徒及び保護者との面談をし、意向を確認の上、初期調査を行った。初期調査からは、・・・（調査事実）・・・が確認できた。初期調査の結果については被害者生徒及び加害者生徒の保護者に説明をし、今後の学校における対応（重大事態としての扱い）について説明し、平成〇年月〇日（〇）にいじめの重大事態として上板町教育委員会に報告し、外部委員を入れた組織で調査をすることとした。

(2) いじめ検討会議の外部委員

- 弁護士 ○○ ○○ 氏（〇〇法律事務所）
- 精神科医 ○○ ○○ 氏（ 病院）
- 臨床心理士 ○○ ○○ 氏
- 社会福祉士 ○○ ○○ 氏
- 教員〇B ○○ ○○ 氏

(3) いじめ検討会議の経過

① 第1回いじめ検討会議

〇日時：平成 年 月 日（ ）00:00~00:00

〇議事内容：

- (ア)
- (イ)

<外部委員の意見>

外部委員の意見は、記載事項について確認をしてもらい、了承を得る。

<学校の対応>

<今後の対応方針>

② 第2回いじめ検討会議

○日時：平成 年 月 日（ ）00:00~00:00

○議事内容：

- (ア)
- (イ)

<外部委員の意見>

外部委員の意見は、記載事項について確認をしてもらい、了承を得る。

<学校の対応>

<今後の対応方針>

(4) いじめ検討会議における外部委員の意見のまとめ

- ①

②

③

外部委員の意見は、記載事項について確認をしてもらい、了承を得る。

④

⑤

(5) 保護者への報告と保護者の意見

① 第1回いじめ検討会議の経過報告（平成〇年〇月〇日）

<被害生徒の保護者の意見>

<加害生徒の保護者の意見>

②第2回いじめ検討会議の経過報告（平成〇年〇月〇日）

<被害生徒の保護者の意見>

<加害生徒の保護者の意見>

8 重大事態の調査結果について

(1) 学校の所見

(2) 今後の対応方針

9 今後のいじめ防止に向けた取組について